

「すみだ健康づくり総合計画・自殺対策計画」策定支援業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

「すみだ健康づくり総合計画・自殺対策計画」の策定にあたり、保健・医療・福祉等に関する豊富な知識、情勢をふまえた施策の企画・提案力、住民の声を施策に反映させるための企画・調整力、更に健康に関する各種データが活用できる分析力を十分に備えた事業者を選定する必要がある。そのため、一連の業務の受託候補事業者を公募型プロポーザル方式で選定する。この要領は、委託候補事業者の選定にあたり、必要な手続き等について定めるものである。

2 業務概要

(1) 件名

「すみだ健康づくり総合計画・自殺対策計画」策定支援業務委託

(2) 概要

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 提案限度価格

7,700,000円（消費税込み）

4 応募資格

以下の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 墨田区と同等以上の人口を有する他自治体において、健康づくり総合計画・自殺対策計画策定に関する業務受託実績があること。
- (3) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 墨田区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱（平成18年9月20日18墨総契第387号）による指名停止を受けていないこと。
- (6) 墨田区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年5月16日23墨総契第135号）による入札参加除外措置を受けていないこと。

5 プロポーザルに係る日程（予定）

	項 目	日 程（提出期限）
1	公募開始・実施要領等配布	令和7年2月3日（月）～令和7年2月28日（金）
2	質問書の提出期限	令和7年2月10日（月）午後5時
3	質問に対する回答	令和7年2月19日（水）
4	参加表明書・企画提案書等の提出期限	令和7年2月28日（金）午後5時

5	書類審査（第1次審査）結果通知	令和7年3月7日（金）
6	プレゼンテーション審査（第2次審査）の実施	令和7年3月14日（金）
7	プレゼンテーション審査（第2次審査）結果通知	令和7年3月下旬
8	契約締結	令和7年4月上旬

6 実施要領及び必要書類の掲載

（1）配布期間

令和7年2月3日（月）から令和7年2月28日（金）まで
窓口配布は午前9時から午後4時まで（土・日は除く）

（2）配布方法

墨田区ホームページからのダウンロードによる。

URL <https://www.city.sumida.lg.jp/>

※墨田区福祉保健部保健衛生担当保健計画課窓口でも入手可

墨田区横川五丁目7番4号（すみだ保健子育て総合センター2階）

7 本プロポーザルに関する質問

- （1） 令和7年2月10日（月）午後5時まで、この要領又は仕様書に係る事項について、質問（書式自由）を行うことができる。
- （2） 質問は、次のメールアドレス宛でのEメールにより行う。
メールアドレス：hokenkeikaku@city.sumida.lg.jp
- （3） 区は特別な事情が認められる場合を除き、参加予定者全員に、質問者名を伏せた上で回答を行う。

8 提出書類

（1）参加申込書等

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 商業登記謄本（墨田区競争入札参加資格登録業者以外の場合のみ）
- ウ 事業者概要及び実務実績（様式2）
- エ 本業務に当たる人員体制（様式3）
- オ 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書（様式4）
- カ 法人役員名簿（様式5）
- キ 過去3年分の財務指標
- ク 見積書

（2）企画提案書

- ア 様式及び提出部数
様式 任意様式（A4版）

提出部数 9部（正本1部、副本8部）

※副本は、会社名及び会社を特定する事項をすべてマスキング処理することとする。

※PDFデータでも会社名等を明記したものとふせたものそれぞれお提出すること。

参加申込書は1部）

イ 企画提案書の内容

企画提案書の記載事項は、別紙・仕様書に基づくものとし、次の事項については、必ず記載すること。

- a 本業務の実施方針
- b 本業務の工程及び実施体制
- c 仕様書の業務内容に記載された「現計画の評価」の手法、「住民参画の提案及び支援」の実施方法、庁内検討体制等の運営支援業務の実施方法
- d その他、委託内容から考えられる貴社独自の提案等

(3) 提出方法

郵送（期限日時必着）または持参による。

(4) 提出期限

令和7年2月28日（金）午後5時（厳守）

9 選定方法

本区職員で構成する選定委員会によるプレゼンテーション審査にて、以下のとおり受託候補者を選定する。

令和7年3月14日（金）に審査（プレゼンテーションとヒアリング）を行う。この審査は、企画提案内容に関するプレゼンテーション（15分以内）及び選定委員会によるヒアリング（10分程度）により行う。実施時間や場所、必要な持ち物等の詳細は、別途連絡する。

10 審査項目及び審査基準

審査項目	審査基準
本業務に対する考え方・姿勢	- 本区の特性や本業務の目的・内容を理解したうえで、適切な提案になっているか - 業務に取り組む熱意や強い姿勢は感じられるか
本業務の実施体制	業務遂行のための組織体制が適切で、十分な知識と経験を有する人材が配置されているか
業務実施の工程	スケジュール、作業項目及び作業期間等が具体的に提示されており、作業工程や内容などが適切であるか
基礎調査等の分析の手法	区の課題やその課題に関するデータを分析・整理し、区と区民が共有する資料として優れた提案がなされているか
区民参画に関する具体的な提案	効率的かつ実効性のある手法や内容等について、優れた提案がなされているか

経費の妥当性	・ 本業務に係る経費見積りは、経費内訳や積算根拠が明確であるか
事業者に関する審査項目	・ 会社概要及び業務の実施体制から勘案して、業務を確実に遂行できるか
業務実績に関する審査項目	・ 本事業を効果的に遂行し得る業務実績を有しているか

1 1 事業者の選定

審査結果については、別途、通知する。審査結果の異議申し立ては受け付けない。

1 2 契約手続

(1) 契約の締結

選定された事業者は、受注候補者として、企画提案書に基づき、本区と詳細な内容について協議を行った上で、墨田区契約事務規則（昭和 3 9 年墨田区規則第 1 1 号）に基づき、予算の範囲内において契約を締結する。

(2) 次順位者の繰上げ

受注候補者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、総合点の合計が次順位以下となった提案者のうち、点数が上位であった者から順に契約締結の交渉を行うこととする。

1 3 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要した経費等については、当区は一切負担しないものとする。
- (2) 提出された書類等については、理由の如何に関わらず返却しない。
- (3) 区は、採用された企画提案書の内容について、選定委員会における審査結果に抵触しない範囲で事業者と協議のうえ、変更することができる。
- (4) 本件に係る情報公開請求があった場合は、墨田区情報公開条例（平成 13 年 3 月 29 日条例第 3 号）に基づき、非公開情報を除き提出書類を開示する。
- (5) 参加者が次の事項に該当した場合は、失格とする。
 - ア 実施要領に定める手続を遵守しない場合
 - イ 応募書類に虚偽の記載をした場合
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

1 4 問合せ・提出先

墨田区 福祉保健部保健衛生担当 保健計画課 データ活用推進担当

〒1 3 0－8 6 2 8 東京都墨田区横川五丁目 7 番 4 号

(すみだ保健子育て総合センター 2 階)

電話：0 3－5 6 0 8－1 3 0 5 FAX：0 3－5 6 0 8－6 5 0 7

メールアドレス：hokenkeikaku@city.sumida.lg.jp